

鈴鹿市地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

平成 29 年 1 月
鈴 鹿 市

目 次

第1章 計画策定の背景.....	1
1 地球温暖化及び地球温暖化対策の現状.....	1
2 本市における取組と実行計画.....	2
第2章 計画の基本的事項.....	3
1 目的.....	3
2 計画期間・基準年度.....	3
3 対象範囲.....	3
4 対象となる温室効果ガス.....	5
第3章 本市の事務事業起源温室効果ガス排出状況.....	6
1 温室効果ガス排出量の把握.....	6
2 事務事業起源温室効果ガス排出量.....	7
3 温室効果ガス種類別排出起源別の排出量.....	8
4 施設別の温室効果ガス排出量.....	11
5 本市の事務事業における温室効果ガス排出量のまとめ.....	18
第4章 温室効果ガス排出量削減目標.....	19
1 事務事業起源温室効果ガス排出量削減目標の設定方法.....	19
2 事務事業起源温室効果ガス排出量の将来推計.....	21
3 温室効果ガス排出量削減目標値の設定.....	29
第5章 温暖化防止に向けた取組.....	30
1 温暖化防止に向けた取組の内容.....	30
2 技術に関する施策.....	30
3 行動に関する施策.....	34
第6章 実行計画の推進.....	37
1 推進体制.....	37
2 実施状況の点検・公表.....	39
参考資料.....	40
1 用語集.....	40

第1章 計画策定の背景

1 地球温暖化及び地球温暖化対策の現状

地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、その主な原因は、人間活動による温室効果ガス排出量の増加である可能性が極めて高いと考えられています。

地球温暖化問題は、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つであるとされています。既に、世界的には平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が確認されており、我が国でも平均気温の上昇、暴風、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されています。

『気候変動に関する政府間パネル（IPCC）^{※1}』の第5次評価報告書（2014年11月）では、観測事実として、“気候システムによる温暖化には疑う余地がない”ことや“人間活動が20世紀半ば以降に観測された温暖化の支配的な原因であった可能性が極めて高い”ことなどが示されており、早期の二酸化炭素排出削減の必要性を訴えています。

2015（平成27）年にフランスのパリで開催された『気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）^{※2}』では、全ての国が参加する公平で実効的な2020（平成32）年以降の法的枠組みを定める交渉・協議が行われ、京都議定書以来の国際的な枠組みとなる『パリ協定^{※3}』が採択されました。

『パリ協定』においては、長期目標として、「産業革命前からの平均気温上昇を2°C未満に抑える（気温面）」、「今世紀後半に人為起源の温室効果ガスの排出を正味ゼロにする（温室効果ガス排出量面）」ことや、全ての国が削減目標を5年毎に提出・更新すること（前の期よりも進展させた目標値を掲げること）などが含まれています。

我が国は、温室効果ガスの削減目標として、2030（平成42）年度に2013（平成25）年度比で温室効果ガスを26%削減（2005年度比で25.4%減）する『地球温暖化対策計画』（2016年5月13日閣議決定）を策定しました。この目標達成のために、地方公共団体が含まれる「業務その他部門」のエネルギー起源二酸化炭素の排出量は基準年度比で約40%の削減が必要であるとされています。

◆ 日本における温室効果ガス排出削減目標

温室効果ガス種類	2013年度実績 [百万 t-CO ₂]	2030年度目標 [百万 t-CO ₂]	目標削減率
エネルギー起源二酸化炭素*	279	168	-39.7%
非エネルギー起源二酸化炭素	75.9	70.8	-6.7%
メタン	36.0	31.6	-12.3%
一酸化二窒素	22.5	21.1	-6.1%
代替フロン等4ガス (ハイドロフルオロカーボン類)	38.6 (31.8)	28.9 (21.6)	-25.1% (-32.1%)

※ 「業務その他部門」の目標値

出典）「地球温暖化対策計画」

2 本市における取組と実行計画

本市では、1999（平成11）年6月に環境保全に関する基本理念・基本方針を定めた『鈴鹿市しあわせ環境基本条例^{注4}』を施行し、それに基づき『鈴鹿市しあわせ環境基本計画（2001年3月策定、2012年3月見直し）^{注5}』を策定し、環境に関する様々な取組を進めてきました。

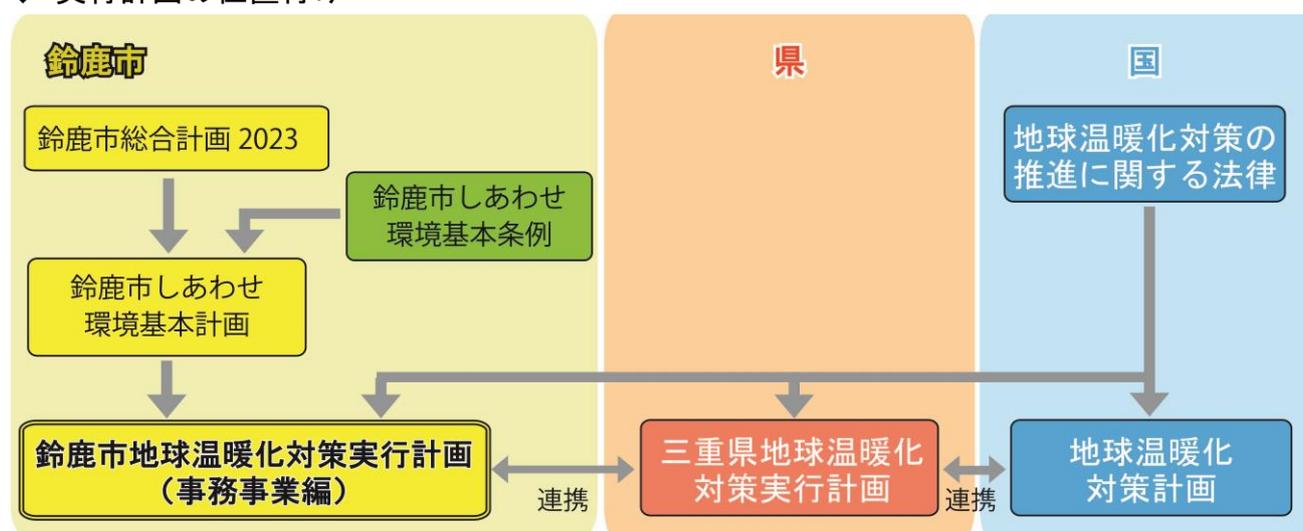
この『鈴鹿市しあわせ環境基本計画』は、『鈴鹿市総合計画2023（2016年3月策定）^{注6}』の基本構想の中で、将来都市像を支えるまちづくりの柱の一つとして掲げる“自然と共生し 快適な生活環境をつくるまち すずか”を実現するための計画と位置付けています。

これらの上位計画と『地球温暖化対策の推進に関する法律』に基づき、『鈴鹿市事務事業地球温暖化対策実行計画』を2001（平成13）年に策定し、市の事務及び事業に関する温室効果ガス排出量の削減に取り組むとともに、2005（平成17）年には、本市の特性を活かした新エネルギーの導入や地域住民の普及啓発を図るための『鈴鹿市新エネルギービジョン』を策定し、再生可能エネルギーの普及を図る補助制度を創出するなど、地球温暖化防止を推進してきました。

しかし、近年の地球温暖化による気候変動・被害の深刻化や、先述の『パリ協定』の採択など、地球温暖化問題を取り巻く情勢は変化しています。

これらの情勢の変化などを踏まえて、本市では、より実情に即した実効性のある『鈴鹿市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）』（以下、「実行計画」という）を新たに策定することとしました。

◆ 実行計画の位置付け



第2章 計画の基本的事項

1 目的

本市の事務事業活動を環境に配慮したものとするための、具体的な手段及び推進体制を定め、これに基づき温室効果ガスを削減することにより、効果的な温暖化対策を推進することを実行計画の目的とします。

なお、実行計画の策定は『地球温暖化対策の推進に関する法律』第21条に基づき、自治体に義務付けられたものであり、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置について定めることとされています。

2 計画期間・基準年度

実行計画の計画期間は、2016（平成28）年度から2030（平成42）年度までとします。
※ ただし、計画期間中においても5年を目処に国の計画や総合計画との整合性を考慮し、内容の見直しを行うこととします。

また、基準年度は国の『地球温暖化対策計画』に合わせて2013（平成25）年度とします。

3 対象範囲

（1）対象となる事務事業

実行計画の対象範囲は、市長部局、上下水道局、教育委員会事務局、消防本部、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局が行う事務及び事業とします。

（2）対象となる施設

対象範囲に含まれる施設・設備の概要は、次ページに示す表のとおりです。

◆ 計画対象施設・設備（2013年度末現在）

施設区分	施設・設備	施設数
市役所本庁舎	・市役所本館及び附属建物	1
幼稚園	・市立幼稚園	17
保育所	・市立保育所，子育て支援センター	11
小学校	・市立小学校	30
中学校	・市立中学校	10
水道局	・水道局（現 上下水道局）	1
消防本部	・消防本部	1
消防署	・消防署・各分署	6
地区市民センター・公民館	・地区市民センター ・公民館	33
集落排水処理場	・浄化センター	17
送水場	・送水場	22
クリーンセンター	・クリーンセンター	1
清掃センター	・清掃センター	1
その他環境部関連施設	・斎苑 ・不燃物リサイクルセンター ・旧深谷処理場水処理施設	3
市民会館・文化会館	・市民会館 ・文化会館	2
図書館・考古博物館	・市立図書館 ・考古博物館	2
学校給食センター	・学校給食センター	1
庁外電気使用※	・道路照明灯 ・排水機場 ・公園灯 ・雨水ポンプ場	
その他※	・男女共同参画センター ・保健センター，応急診療所 ・指定管理者制度導入施設 など	

※ 「庁外電気使用」と「その他」については、施設内の設備が含まれているため施設数は計上しない。

4 対象となる温室効果ガス

『地球温暖化対策の推進に関する法律』に定められた温室効果ガスは二酸化炭素，メタン，一酸化二窒素，ハイドロフルオロカーボン類，パーフルオロカーボン類，六フッ化硫黄，三フッ化窒素の7種類です。

このうち，本市の事務事業から発生が想定されるのは二酸化炭素，メタン，一酸化二窒素，ハイドロフルオロカーボン類です。

実行計画では，二酸化炭素が本市の温室効果ガス総排出量の約95%を占めることから，二酸化炭素を削減対象とします。ただし，メタン，一酸化二窒素，ハイドロフルオロカーボン類については，削減目標は設定しませんが，排出量を把握し，削減に向けて取り組みます。

◆ 対象とする温室効果ガス

種類	地球温暖化係数※	主な発生源
二酸化炭素(CO ₂)	1	• 化石燃料の使用 • 廃棄物の焼却
メタン(CH ₄)	25	• 化石燃料の使用 • 廃棄物の焼却・埋立 • 下水・下水汚泥の処理
一酸化二窒素(N ₂ O)	298	• 化石燃料の使用 • 廃棄物の焼却・埋立 • 下水・下水汚泥の処理
ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)	12~14,800	• カーエアコンの冷媒で使用
パーフルオロカーボン類(PFCs)	7,390~17,340	• 液晶・半導体製造時のガスの使用
六フッ化硫黄(SF ₆)	22,800	• 変圧器・半導体製造時のガスの使用
三フッ化窒素(NF ₃)	17,200	• 液晶・半導体製造時のガスの使用

※ 地球温暖化係数：二酸化炭素を基準にして，ほかの温室効果ガスの地球温暖化をもたらす効果の程度を表したもので，「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」に定められている。
(本表は，2017年1月時点)

第3章 本市の事務事業起源温室効果ガス排出状況

1 温室効果ガス排出量の把握

これまで、実行計画は、鈴鹿市環境マネジメントシステム（以下、「Suzuka-EMS」という）の活用により運用・管理しており、温室効果ガス排出量の算定についても Suzuka-EMS の運用により把握している数値を使用しています。

◀ Suzuka-EMS ▶

2009（平成 21）年度から運用開始している本市独自の環境マネジメントシステムで、環境方針に基づいて市の事務事業における環境配慮の取組を推進するものです。

各所属が、電気使用量など温室効果ガス排出量を記録・管理する「温室効果ガス管理シート」と、環境活動を記録・管理する「環境活動報告シート」により、計画・実施・点検・見直しを継続的に行うものです。

◆ 環境方針

1 基本理念

わたしたちのまち鈴鹿市は、恵まれた自然環境と調和した緑の生産都市づくりを展開し、着実に発展してきました。しかし、年々の発展の一方で、人々の生活や都市活動そのものが直接、間接に環境に影響を与え、その影響が地球規模にまで及ぶ重大な問題となっています。

そのため、鈴鹿市は鈴鹿市総合計画 2023（にいまるにいさん）の将来都市像を支えるまちづくりの柱のひとつである『自然と共生し 快適な生活環境をつくるまち すずか』に基づき、「鈴鹿市しあわせ環境基本計画」に沿った環境配慮施策に取り組むとともに、「鈴鹿市地球温暖化対策実行計画」による各種施策を鈴鹿市環境マネジメントシステム（Suzuka-EMS）によって推進します。

このような取組を行う中で、鈴鹿市の目標環境像である『豊かな環境のまち 鈴鹿 子どもたちにつなぐ持続可能な社会をめざして』の持続的実現を市民の方々とともにめざしていきたいと考えています。

2 基本方針

- (1) 鈴鹿市は、自らが行う事務事業活動が環境に及ぼす影響を改善するとともに、自らができ得る環境保全活動の一層の推進を図るため、環境目標を定め、定期的な見直しを行い、継続的改善を図ります。
- (2) 私たちが取り組むべき重点テーマを次のとおり定め、積極的に環境に配慮した取組を進めます。
 - ① 環境法令等の順守及び環境汚染の予防
 - ② エコオフィス活動の実践と各所属の業務に応じた環境工夫の推進
 - ③ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に応じた環境施策の推進
 - ④ 環境意識向上に資する職員の教育及び訓練
 - ⑤ 事務事業により発生する温室効果ガスの把握と削減
- (3) この環境方針は、全ての職員等に周知徹底するとともに、広く市民に公表します。

平成28年4月1日

環境管理総括者

鈴鹿市長 末松 則子

2 事務事業起源温室効果ガス排出量

(1) 温室効果ガス総排出量

① 2013（平成 25）年度温室効果ガス排出量と 2012（平成 24）年度からの変化

2013（平成 25）年度の本市の事務及び事業における温室効果ガスの総排出量は 31,784.5t-CO₂であり、2012（平成 24）年度と比較して、5.9%の増加となりました。

ガス種類別にみると、二酸化炭素が増加しているのに対して、二酸化炭素以外のガスが減少しています。

これは、清掃センターでのごみの焼却量や公用車の使用が 2012（平成 24）年度に比べ減少したためと考えられます。

◆ 2012, 2013 年度の温室効果ガス排出量（t-CO₂）と増減率

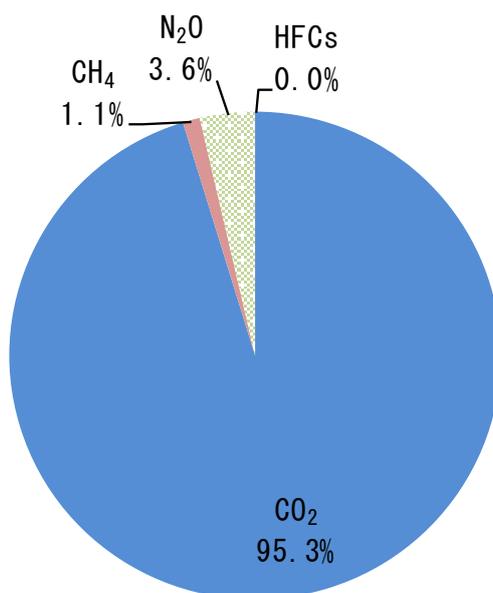
種類	2012 年度	2013 年度	増減率
二酸化炭素(CO ₂)	28,394.9	30,275.6	6.6%
メタン(CH ₄)	360.6	358.8	-0.5%
一酸化二窒素(N ₂ O)	1,251.7	1,146.5	-8.4%
ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)	3.7	3.7	-1.3%
総排出量	30,010.8	31,784.5	5.9%

※表示桁数未満を四捨五入（以下同様）

② 2013（平成 25）年度温室効果ガス排出量のガス種類別割合

ガス種類別の排出量の内訳では、二酸化炭素が 95.3%と大部分を占めています。

◆ 温室効果ガス総排出量に占める各温室効果ガスの割合（2013 年度）



※表示桁数未満を四捨五入（以下同様）

3 温室効果ガス種類別排出起源別の排出量

(1) 二酸化炭素

① 二酸化炭素排出量の排出起源別内訳

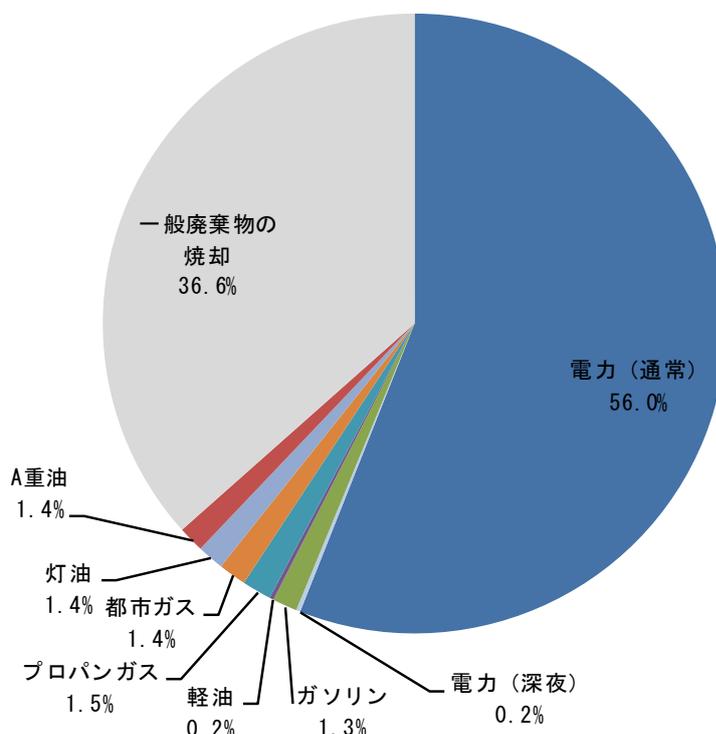
二酸化炭素の排出起源では、エネルギー消費、中でも電力の使用によるものが最も大きく、通常使用と深夜使用を合わせて、56.2%を占めており、本市の事務事業からの二酸化炭素排出は、施設での照明や冷暖房等の電気機器の使用によるところが大きいと考えられます。

電力使用に次いで排出量が多いのが、一般廃棄物の焼却によるものです。

◆ 排出起源別二酸化炭素排出量（2013年度）

排出起源		排出量(t-CO ₂)
エネルギー起源	電力（通常）	16,949.6
	電力（深夜）	65.3
	ガソリン	387.4
	軽油	66.8
	プロパンガス	460.5
	都市ガス	436.8
	灯油	420.3
	A重油	409.0
非エネルギー起源	一般廃棄物の焼却	11,079.8
総排出量		30,275.6

◆ 二酸化炭素排出量の排出起源別割合（2013年度）

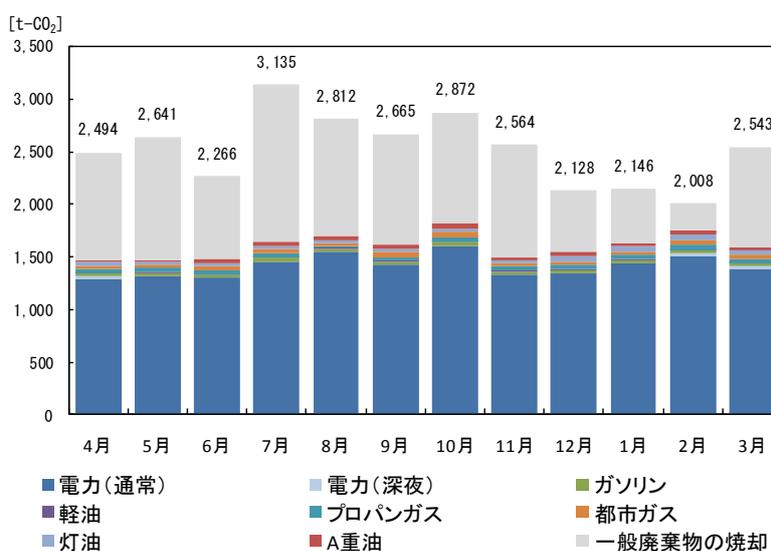


② 二酸化炭素排出量の月別変化

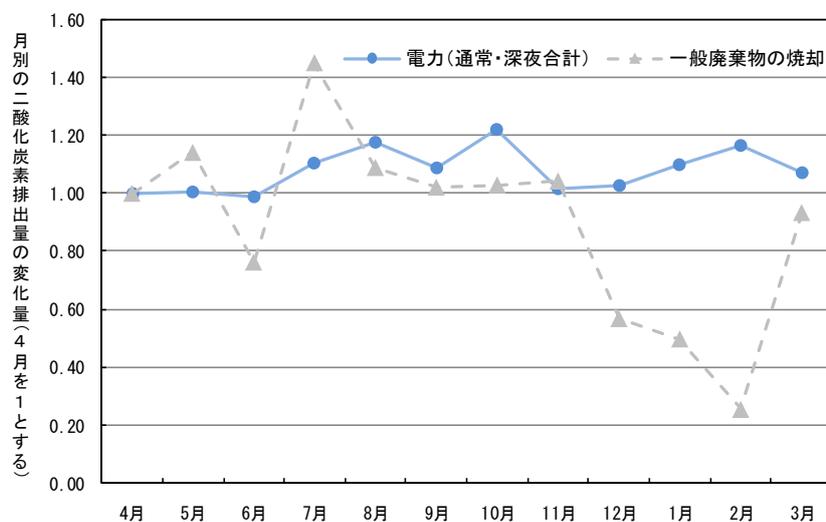
7月、8月、10月は、他の月よりも二酸化炭素排出量が多くなっています。これは、排出量に大きな割合を占める電力使用と一般廃棄物の焼却による排出量が他の月に比べて多くなっています。

電力使用による排出については、7～9月と1～2月は冷暖房の使用が増えるため、他の月よりも多いと考えられます。なお、清掃センター（ごみ焼却施設）のタービンの点検時期となっている月（2013（平成25）年度は10月）は電力使用による排出量が突出して多くなる特徴があります。

◆ 月別の二酸化炭素排出量（2013年度）



◆ 二酸化炭素排出起源別の月別排出量変化（2013年度）



(2) 二酸化炭素以外の温室効果ガス

下表は二酸化炭素以外の温室効果ガス種類別の排出起源別排出量を整理したものです。
メタンでは、農業集落の排水処理・浄化槽の処理が主な排出源です。

一酸化二窒素では、一般廃棄物の焼却が主な排出源です。

ハイドロフルオロカーボン類は、カーエアコンの使用が排出源です。

一般廃棄物の焼却や農業集落の排水処理・浄化槽の処理は、市民の生活行動が大きく影響する排出源です。

◆ 排出起源別 CH₄, N₂O, HFCs 排出量 (2013 年度)

種類	排出起源	排出量(t-CO ₂)
メタン(CH ₄)	公用車の使用	0.7
	定置式ディーゼル機関の燃料使用	11.5
	一般廃棄物の焼却	1.3
	し尿汚泥の焼却	5.8
	農業集落排水処理	235.1
	浄化槽処理	104.5
	総排出量	358.8
一酸化二窒素(N ₂ O)	公用車の使用	13.3
	定置式ディーゼル機関の燃料使用	2.6
	一般廃棄物の焼却	924.6
	し尿汚泥の焼却	48.2
	農業集落排水処理	109.2
	浄化槽処理	48.6
	総排出量	1,146.5
ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)	カーエアコンの使用	3.7
	総排出量	3.7

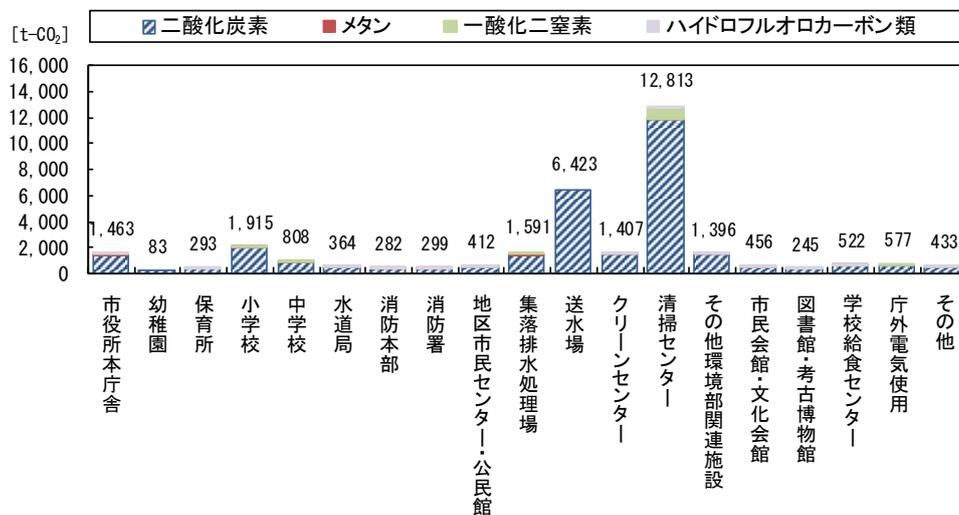
4 施設別の温室効果ガス排出量

(1) 施設区分別の温室効果ガス排出量

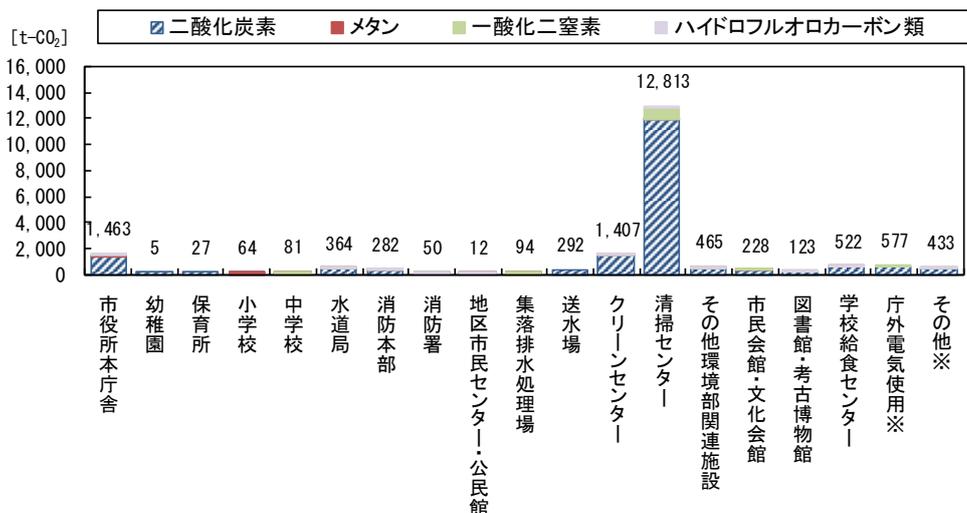
施設区分別の排出量では、清掃センター、送水場、小学校、集落排水処理場、市役所本庁舎、クリーンセンター、その他環境部関連施設の排出量が、他の施設区分よりも多くなっています。

ただし、1施設当たりの排出量で見ると、清掃センターが突出して多く、次いで、市役所本庁舎、クリーンセンターとなります。

◆ 施設区分別温室効果ガス排出量（2013年度）



◆ 施設区分別1施設当たり温室効果ガス排出量（2013年度）



※ 「庁外電気使用」と「その他」は施設内の設備が含まれているため、1施設とします。

(2) 温室効果ガス大規模排出施設の排出量の特徴

前ページに示した施設区別の排出量から、1施設当たりの排出量が大きい施設区分について、温室効果ガス排出の特徴を分析・整理します。

分析の対象となる施設区分は清掃センター，市役所本庁舎，クリーンセンターの3施設です。

① 清掃センター

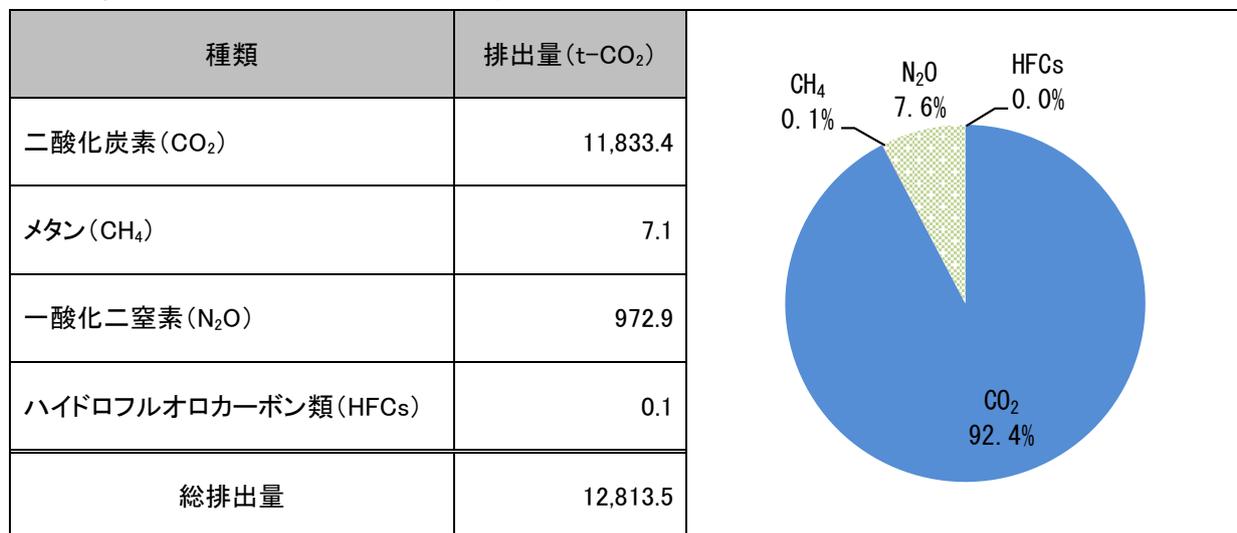
清掃センターの温室効果ガス排出量の92.4%が二酸化炭素であり，次いで一酸化二窒素が7.6%を占めています。

排出起源別にみると，一般廃棄物焼却による非エネルギー起源二酸化炭素が86.5%と最も大きな割合を占めています。

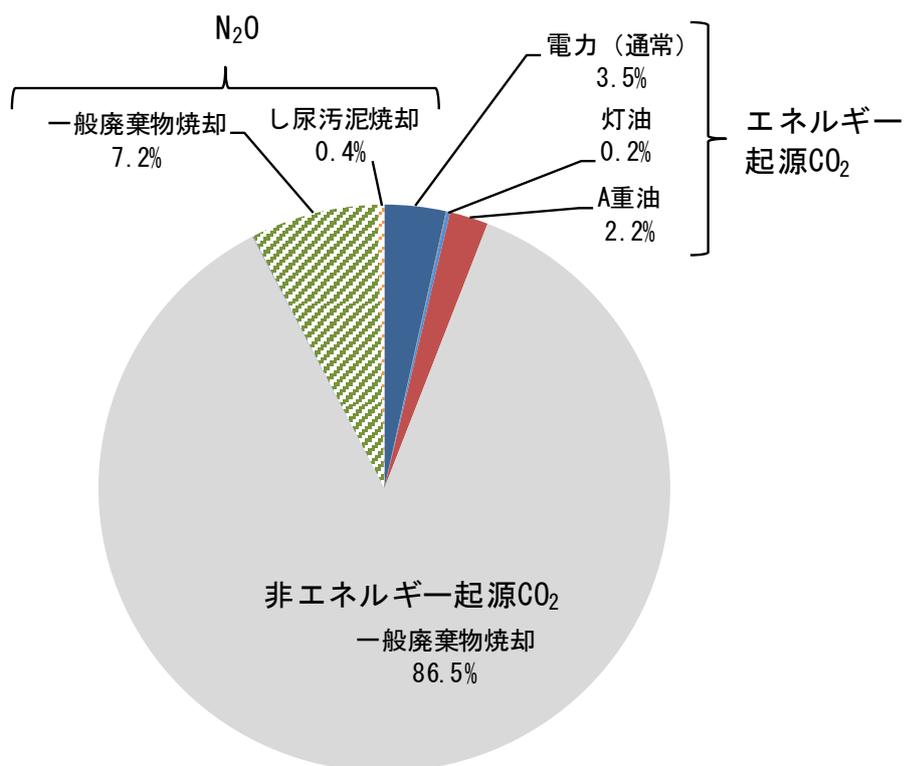
清掃センターの温室効果ガス排出量の大半を占める，二酸化炭素排出量について月別に整理すると，7月と10月が，他の月に比べて多くなっています。

特に10月は，発電用の蒸気タービンの点検時期であったため電力使用によるものが他の月に比べて大きな割合を占めています。

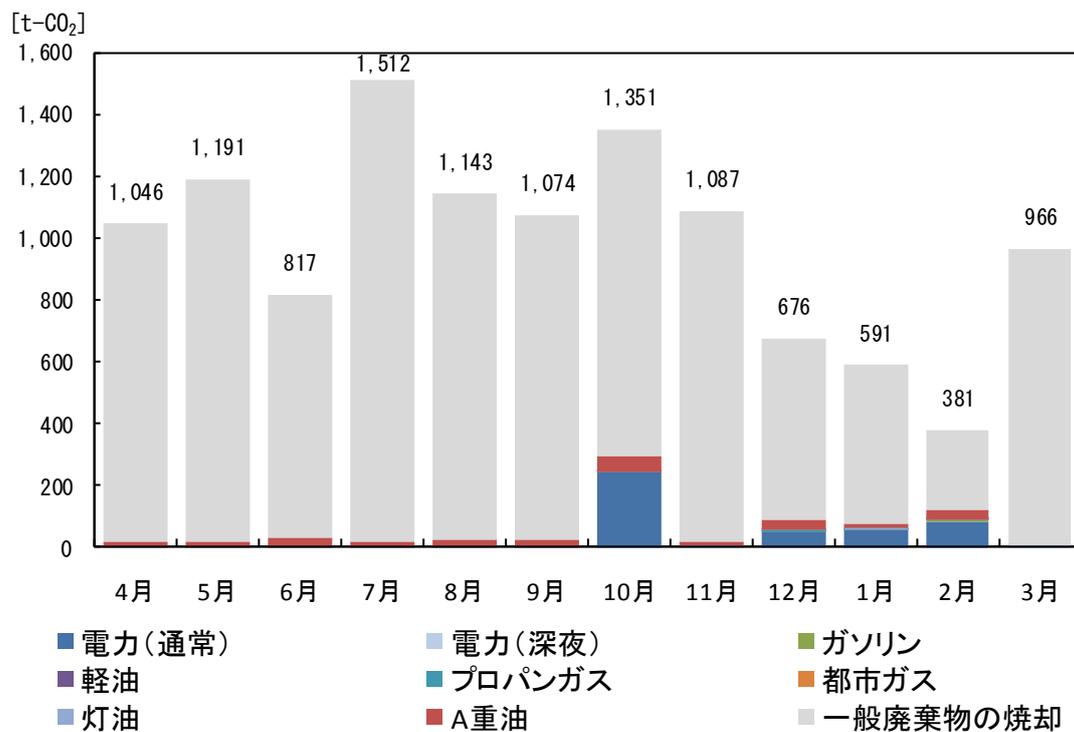
◆ 清掃センターの温室効果ガス排出量（2013年度）



◆ 清掃センターの温室効果ガス排出量の排出起源別割合（2013年度）



◆ 清掃センターの月別二酸化炭素排出量（2013年度）



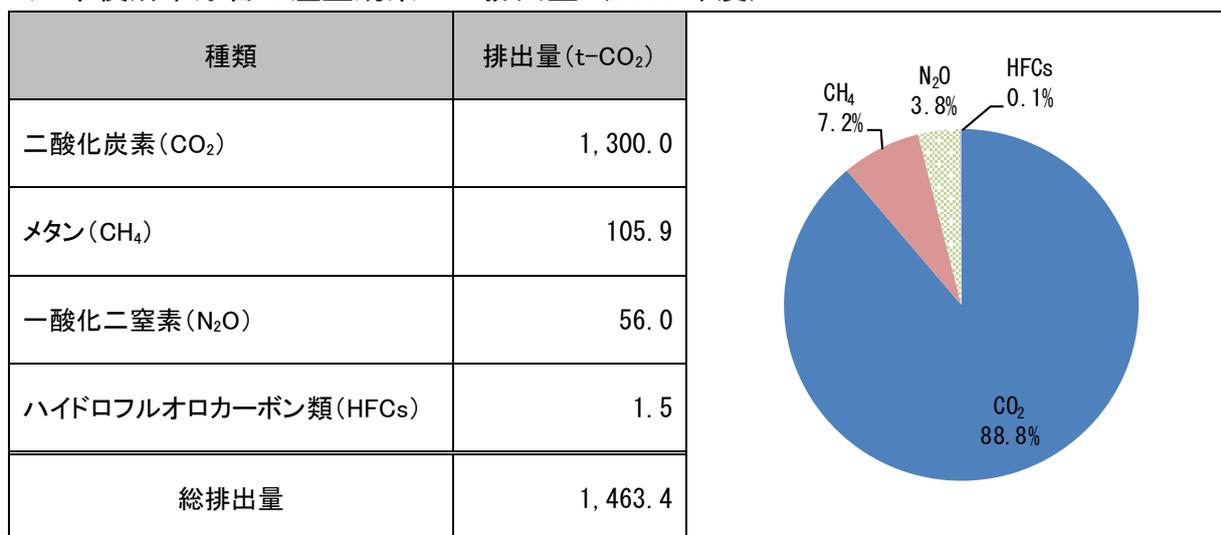
② 市役所本庁舎

市役所本庁舎の温室効果ガス排出量の 88.8%を、二酸化炭素が占めています。

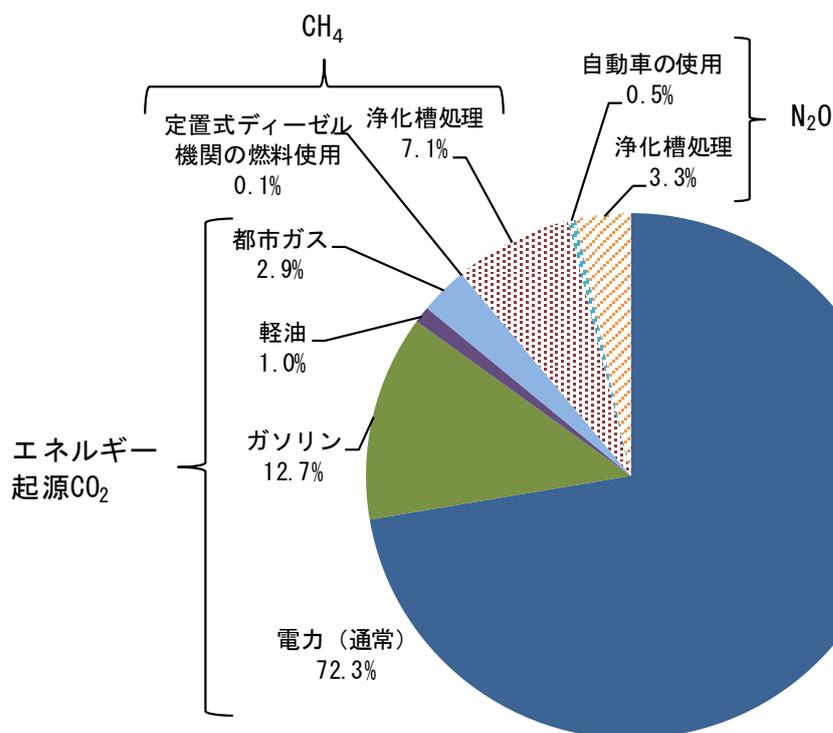
この二酸化炭素排出量は、全てエネルギー消費が排出源となっており、電力の使用によるものが 72.3%を占めています。

また、メタンや一酸化二窒素の排出には、浄化槽の処理が排出源となっていると考えられます。

◆ 市役所本庁舎の温室効果ガス排出量（2013 年度）

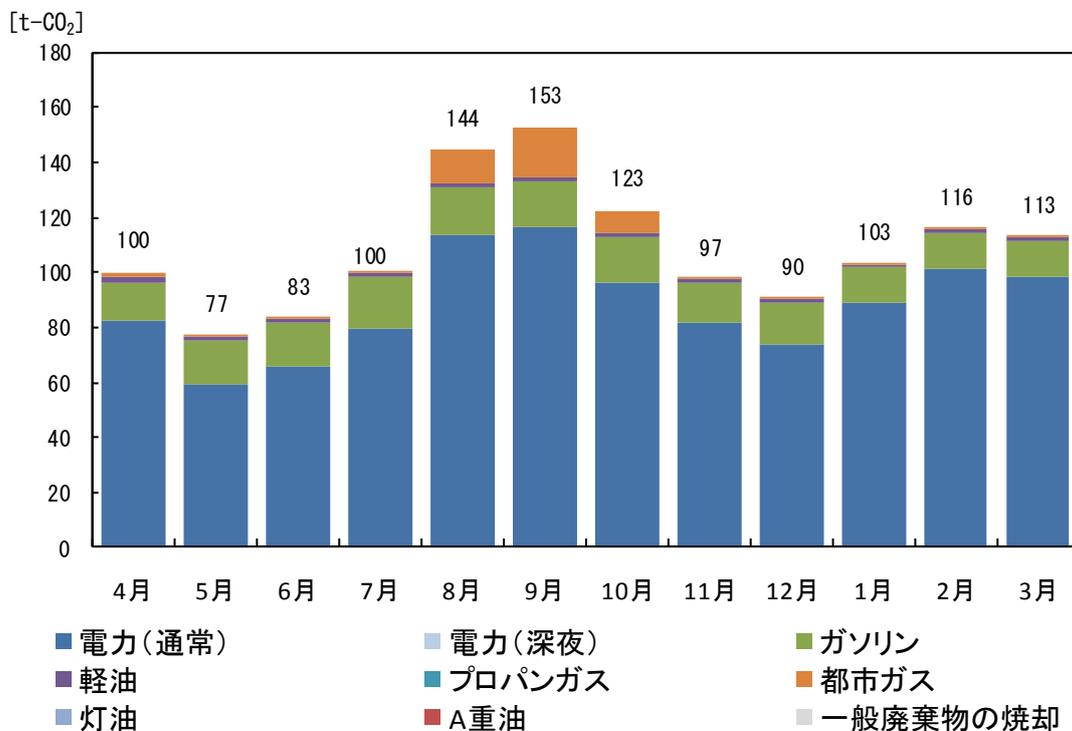


◆ 市役所本庁舎の温室効果ガス排出量の排出起源別割合（2013 年度）

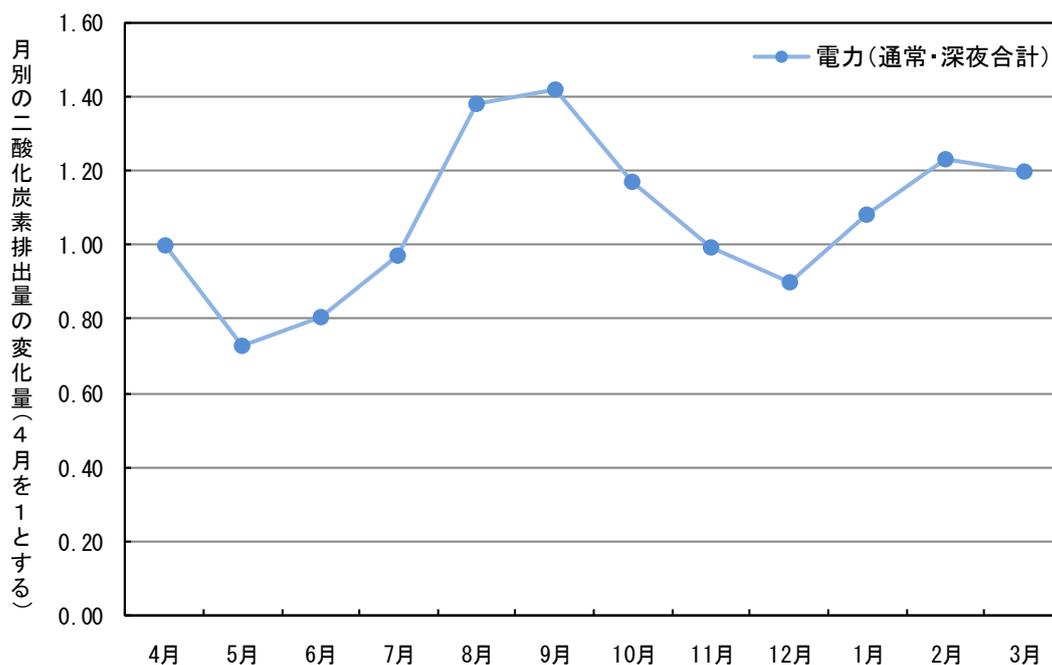


月別の二酸化炭素排出量をみると、8～10月、1～3月の排出量が他の月に比べて多くなっています。

◆ 市役所本庁舎の月別二酸化炭素排出量（2013年度）



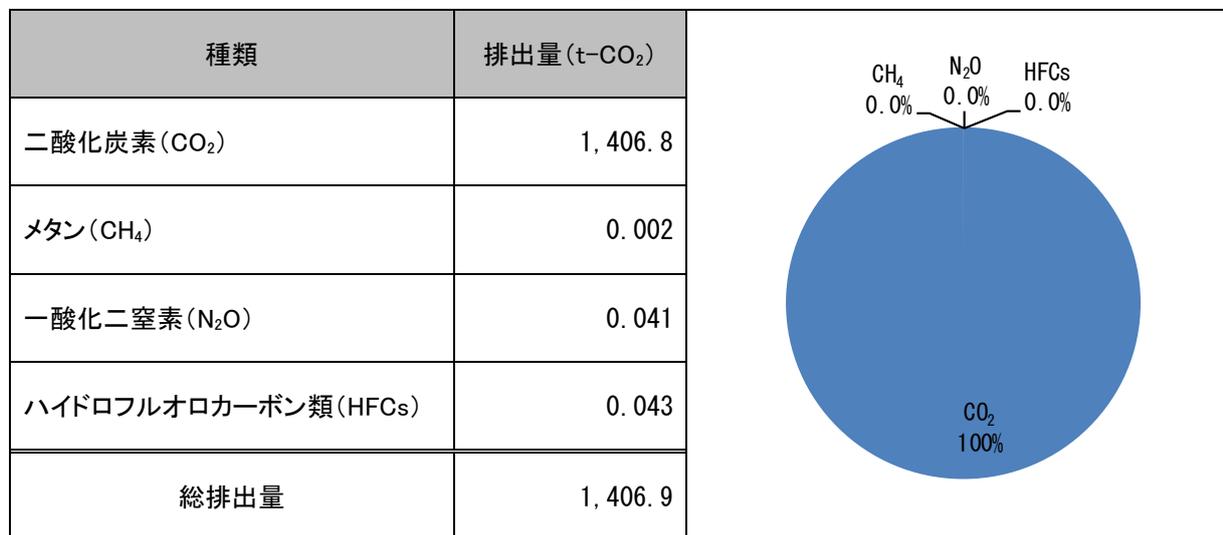
◆ 市役所本庁舎の電力使用起源二酸化炭素排出量の月別変化（2013年度）



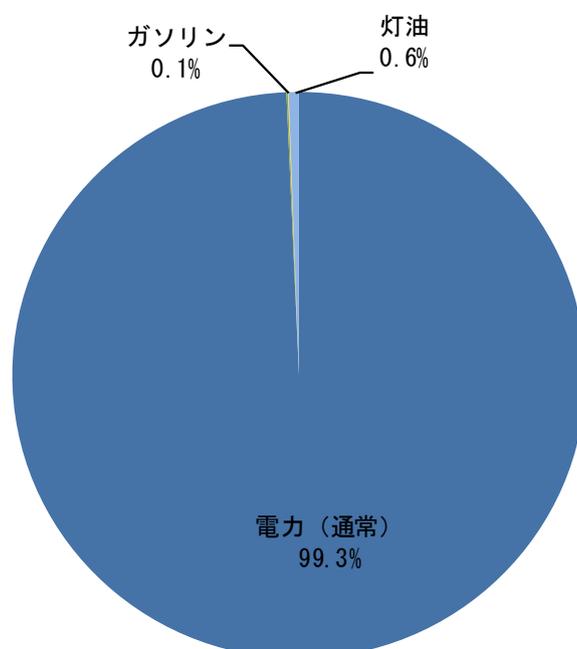
③ クリーンセンター

クリーンセンターの温室効果ガス排出量は、ほぼ全てを電力消費による二酸化炭素排出量が占めています。

◆ クリーンセンターの温室効果ガス排出量（2013年度）

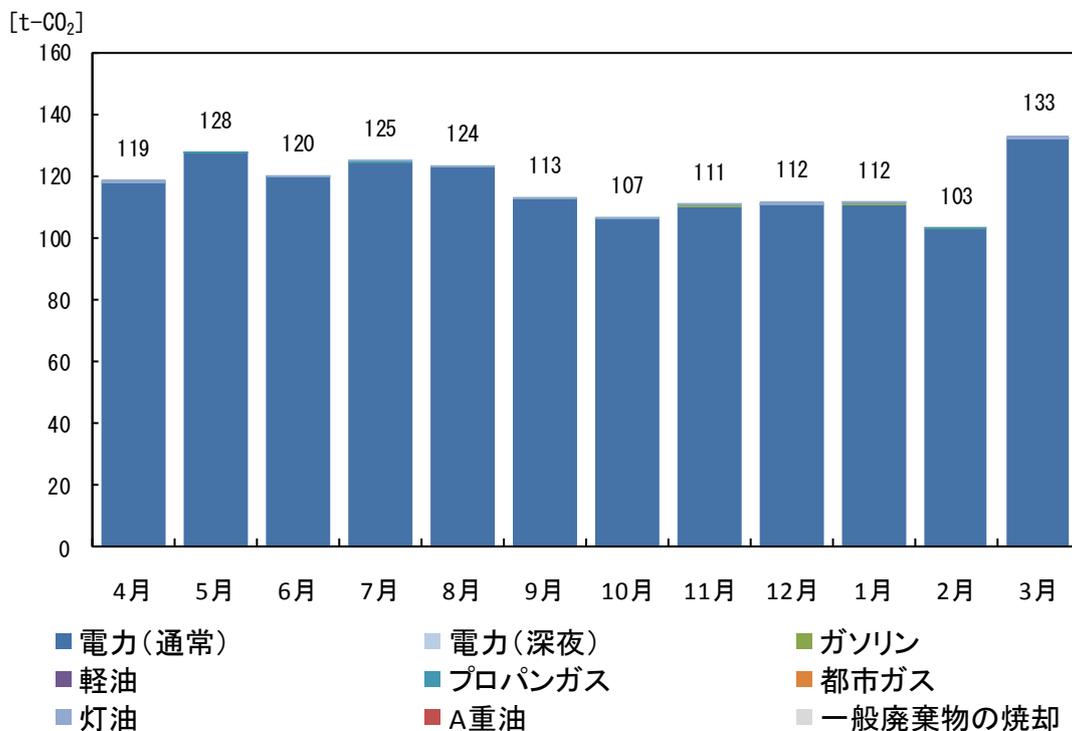


◆ クリーンセンターの二酸化炭素排出量の排出起源別割合（2013年度）

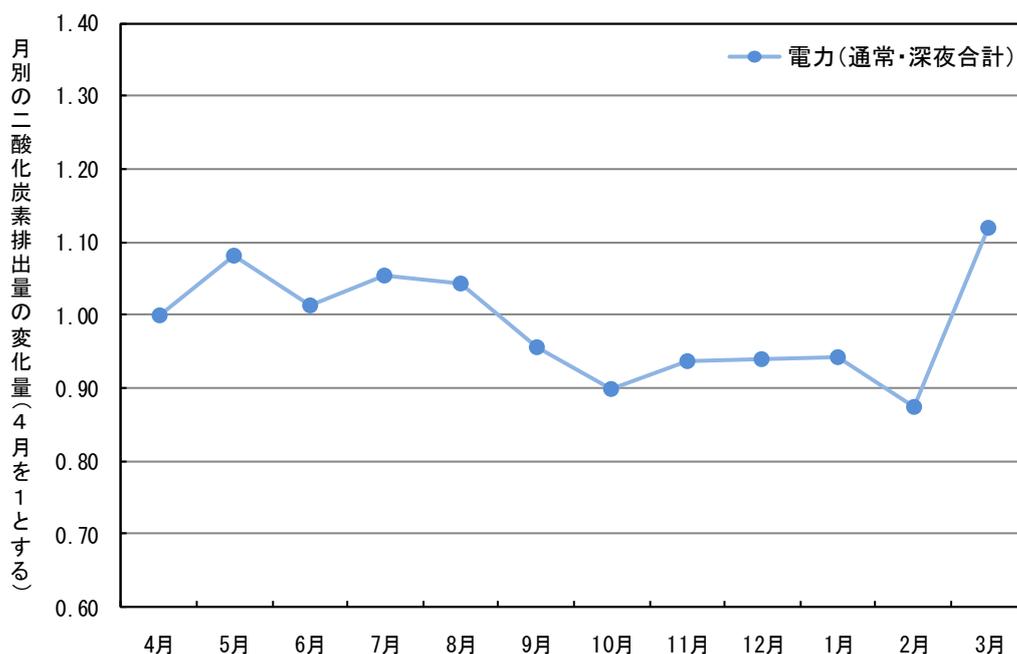


月別の二酸化炭素排出量をみると、クリーンセンターは清掃センターや市役所本庁舎に比べて、変動は小さくなっています。

◆ クリーンセンターの月別二酸化炭素排出量（2013年度）



◆ クリーンセンターの電力使用起源二酸化炭素排出量の月別変化（2013年度）



5 本市の事務事業における温室効果ガス排出量のまとめ

(1) 本市の事務事業における温室効果ガス排出の特徴

- 本市の事務事業から排出される温室効果ガスは 95.3%を二酸化炭素が占めています。
- 二酸化炭素の 56.2%が電力使用によるもの、36.6%が一般廃棄物の焼却によるもので、本市の事務事業における二大排出源となっています。
- 電力使用による二酸化炭素排出量は、冷暖房を多く使う夏期と冬期に増加する傾向があります。
- 本市の事務事業による排出量は、電力使用による排出量が多いため、電力の排出係数の変化による影響を大きく受ける特徴があります。

(2) 大規模排出施設の温室効果ガス排出の特徴

- 本市の事務事業により排出される温室効果ガスのなかで、大規模な排出源となっている施設は清掃センター、市役所本庁舎、クリーンセンターです。
- 清掃センターからの排出は、本市施設の中でも突出しており、特に一般廃棄物焼却による二酸化炭素の排出量が大部分を占めています。
- 清掃センターは、発電用の蒸気タービンを点検する時期があり、その時期には、電力使用による排出が大幅に増えます。
- 市役所本庁舎は温室効果ガス排出量の 88.8%が二酸化炭素であり、その 72.3%が電力の使用によるもので、12.7%がガソリンの使用（公用車の使用）によるものです。
- クリーンセンターは温室効果ガス排出のほぼ全てが、電力使用による二酸化炭素です。

第4章 温室効果ガス排出量削減目標

1 事務事業起源温室効果ガス排出量削減目標の設定方法

(1) 基準年と目標設定の考え方

国は、温室効果ガス削減目標として、「2030（平成 42）年度の温室効果ガス排出量を基準年度（2013（平成 25）年度）比で 26.0%削減する」ことを掲げています。

この目標を達成するために、地方公共団体が含まれる「業務その他部門」のエネルギー起源二酸化炭素排出量を基準年度比で約 40%削減する必要があるとされています。

本市の事務事業による温室効果ガス排出量の削減目標についても、国と同様に、基準年度を 2013（平成 25）年度、目標年度を 2030（平成 42）年度として、排出量の目標値を設定します。

(2) 目標値の設定方法

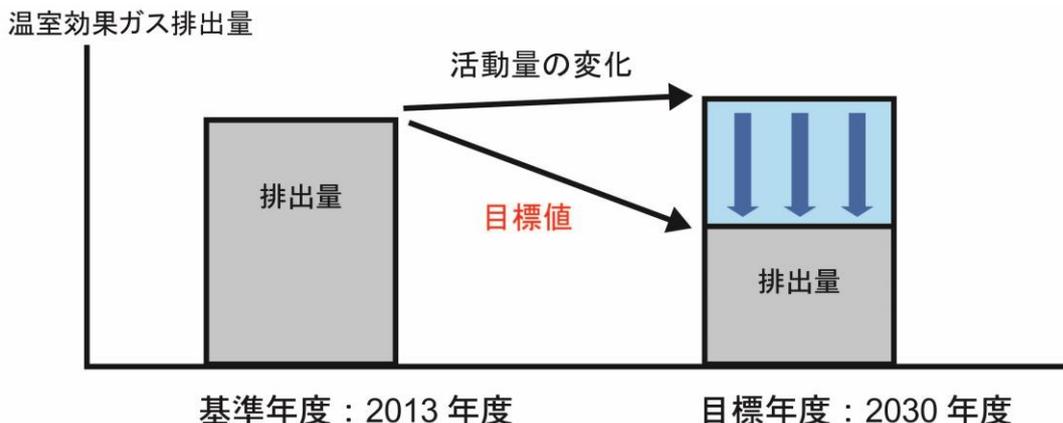
目標値の設定は、まず、排出係数が変化せず、高効率な機器への更新や新たな省エネ行動を行わず、現状の排出係数と活動量当たりのエネルギー消費量のままで、活動量の変化（人口増減、施設の増減）が起こるとする現状^{すうせい}趨勢シナリオで推計を行います。

現状趨勢シナリオの将来排出量による変化を確認したうえで、排出係数の変化や対策実施による活動量当たりのエネルギー消費量の変化を設定し、対策実施時の排出量を推計します。

この対策実施シナリオの排出量推計値をもとに、高効率機器への更新をはじめとする対策の実現可能性や実施時期などを考慮して、2030（平成 42）年度の排出量の目標値を設定することとします。

なお、将来推計は、基準年度（2013（平成 25）年度）のデータをもとに、将来の活動量等を設定して行います。

◆ 目標値の設定方法のイメージ



温室効果ガス排出量の算定式は以下のとおりです。

$$\text{温室効果ガス排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数}$$

ここで、活動量とは、温室効果ガス排出をもたらす活動の規模を表すものです。（例：電気の使用量）

排出係数とは単位活動量当たりの温室効果ガス排出量を表すものです。

温室効果ガス排出量の算定式に用いる変数の代表的な指標の例は以下のとおりです。

◆ 温室効果ガス排出量算定式に用いる変数の概要

変数	代表的な指標
活動量	・ 人口 ・ 自動車の走行距離 ・ 施設の延床面積 など
排出係数	・ 電力の排出係数 ・ 浄化槽処理の排出係数 など

2 事務事業起源温室効果ガス排出量の将来推計

(1) 現状趨勢による将来推計

① 現状趨勢による将来推計の仮定

現状趨勢による推計では、高効率機器への更新や更なる省エネ行動などが行われず、施設の増減や人口の増減といった活動量のみが変化することを仮定して、将来排出量を推計します。

なお、人口推計については、「鈴鹿市総合計画 2023」（2016 年 3 月策定）で用いた「鈴鹿市人口ビジョン」（2016 年 3 月策定）パターン 1 の 2030（平成 42）年人口（197,329 人）を使用します。

◆ 現状趨勢の将来推計における仮定

温室効果ガス種類	排出源	エネルギー消費量・活動量の変化
エネルギー起源 二酸化炭素	電力（通常）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集落処理排水施設が 2016 年度に 1 施設増加したことから、増加分を算入する。 ・ 学校給食センターは、2014 年度に第二学校給食センターが完成したことから、増加分を算入する。 ・ 市内小中学校の 875 教室に空調設備の導入が行われるため、空調使用による電力増加を算入する。 ・ 幼稚園は 2016 年度に 1 施設が廃園したことから、減少分を算入する。 ・ その他の施設については、基準年度と同規模の業務が行われるとして、一定であるとする。
	電力（深夜）	
	ガソリン	
	軽油	
	プロパンガス	
	都市ガス	
	灯油	
	A 重油	
非エネルギー起源 二酸化炭素	一般廃棄物の焼却	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（2014 年 3 月策定）に基づき推計した 2030 年度の人口 1 人当たりの一般廃棄物焼却量に、人口推計を乗じて、2030 年度の一般廃棄物の焼却量とする。
メタン	公用車の使用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準年度と同規模の使用がされるものとして、一定であるとする。
	定置式ディーゼル機関の燃料使用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準年度と同規模の燃料使用がされるものとして、一定であるとする。
	一般廃棄物の焼却	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（2014 年 3 月策定）に基づき推計した 2030 年度の人口 1 人当たりの一般廃棄物焼却量に、人口推計を乗じて、2030 年度の一般廃棄物の焼却量とする。
	し尿汚泥の焼却	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準年度と同規模の活動量があるものとして、人口推計に基づき推計する。
	農業集落排水処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準年度と同規模の活動量があるものとして、人口推計に基づき推計する。
	浄化槽処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準年度と同規模の活動量があるものとして、人口推計に基づき推計する。

温室効果ガス種類	排出源	エネルギー消費量・活動量の変化
一酸化二窒素	公用車の使用	・ 基準年度と同規模の使用がされるものとして、一定であるとする。
	定置式ディーゼル機関の燃料使用	・ 基準年度と同規模の燃料使用がされるものとして、一定であるとする。
	一般廃棄物の焼却	・ 「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（2014年3月策定）に基づき推計した2030年度の人口1人当たりの一般廃棄物焼却量に、人口推計を乗じて、2030年度の一般廃棄物の焼却量とする。
	し尿汚泥の焼却	・ 基準年度と同規模の活動量があるものとして、人口推計に基づき推計する。
	農業集落排水処理	・ 基準年度と同規模の活動量があるものとして、人口推計に基づき推計する。 ・ 上述の人口変化を反映した推計を行った上で、施設増加分の排出量を算入する。
	浄化槽処理	・ 基準年度と同規模の活動量があるものとして、人口推計に基づき推計する。
ハイドロフルオロカーボン類	カーエアコンの使用	・ 基準年度の公用車の台数と同規模とする。

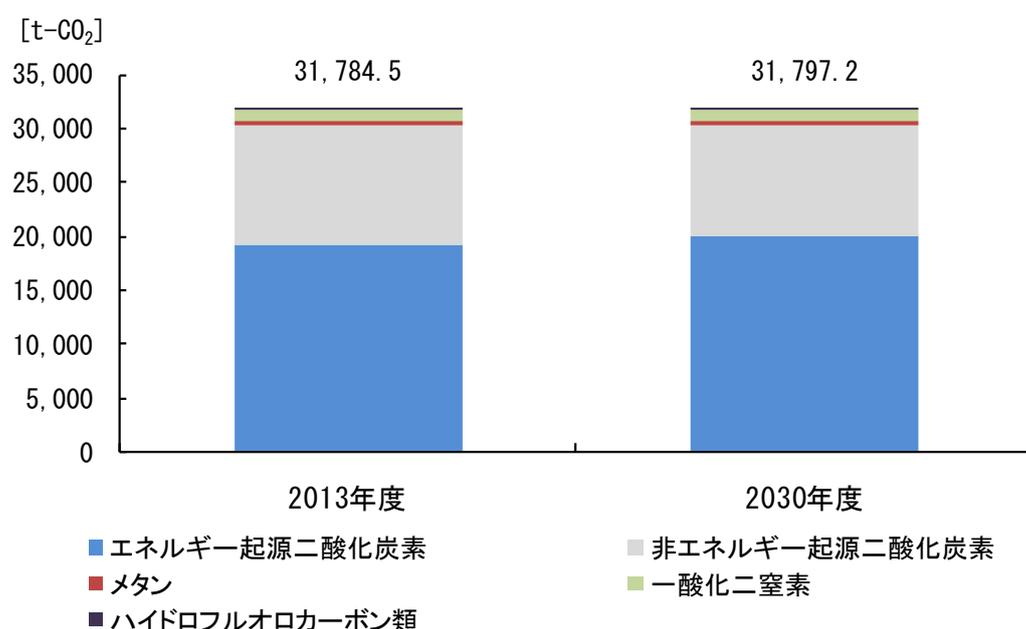
② 現状趨勢による将来排出量

エネルギー起源二酸化炭素については、三宅徳居地区浄化センターや第二学校給食センターの完成、小中学校での空調設備の整備により、2030（平成 42）年度の排出量は、基準年度比で 4.1%増加することが予想されます。

また、非エネルギー起源二酸化炭素については、人口の減少や人口 1 人当たりのごみの排出量が減少傾向にあり、一般廃棄物焼却による二酸化炭素排出量の減少が予想されることから、基準年度比で 6.6%の減少となります。

温室効果ガス総排出量は、31,797.2t-CO₂と基準年度に対し、ほぼ変化しないと考えられます。

◆ 現状趨勢による将来の温室効果ガス排出量



◆ 現状趨勢による将来の温室効果ガス排出量と増減率

種類	2013 年度		2030 年度	
	排出量 [t-CO ₂]	排出量 [t-CO ₂]	排出量 [t-CO ₂]	2013 年度比増減率
エネルギー起源二酸化炭素	19,195.8	19,984.0	4.1%	
非エネルギー起源二酸化炭素	11,079.8	10,345.5	-6.6%	
メタン	358.8	375.3	4.6%	
一酸化二窒素	1,146.5	1,088.7	-5.0%	
ハイドロフルオロカーボン類	3.7	3.7	0.0%	
総排出量	31,784.5	31,797.2	0.04%	

(2) 排出係数の変化を想定した将来推計

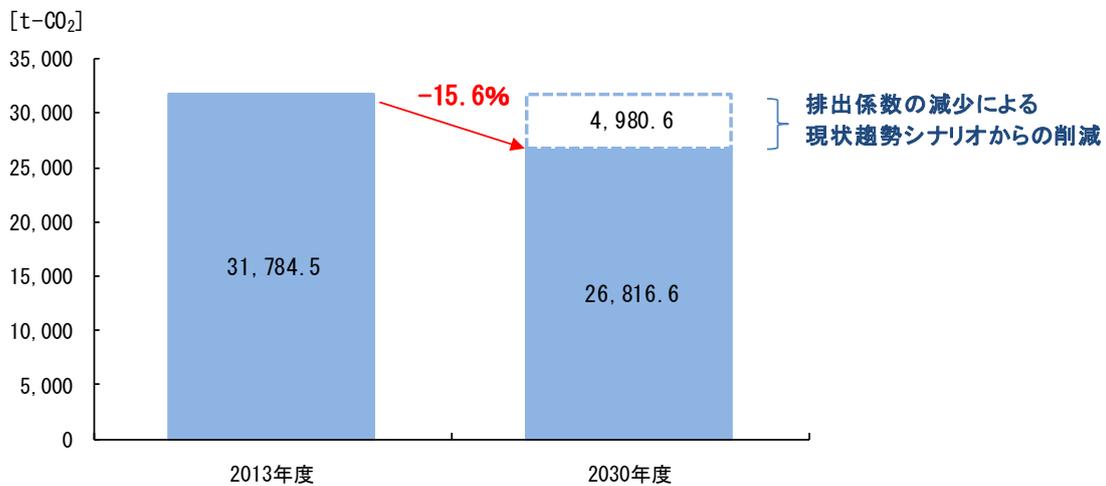
国の『地球温暖化対策計画』において、2030（平成 42）年度の電力の排出係数を 0.370kg-CO₂/kWh と想定しています。

将来推計においても、国と同様に推計を行うとすると、温室効果ガス総排出量が、2030（平成 42）年度には 26,816.6t-CO₂（基準年度比 15.6%減）となりました。

◆ 将来電力排出係数の想定

2013 年度	2030 年度
0.518 kg-CO ₂ /kWh	0.370 kg-CO ₂ /kWh

◆ 排出係数の変化を想定した温室効果ガス総排出量の将来推計値



◆ 排出係数の変化を想定した将来の温室効果ガス排出量と増減率

種類	2013 年度	2030 年度	
	排出量 [t-CO ₂]	排出量 [t-CO ₂]	2013 年度比増減率
エネルギー起源二酸化炭素	19,195.8	15,003.4	-21.8%
非エネルギー起源二酸化炭素	11,079.8	10,345.5	-6.6%
メタン	358.8	375.3	4.6%
一酸化二窒素	1,146.5	1,088.7	-5.0%
ハイドロフルオロカーボン類	3.7	3.7	0.0%
総排出量	31,784.5	26,816.6	-15.6%

(3) 温室効果ガス排出抑制策実施による将来推計

① 温室効果ガス排出抑制策の概要

温室効果ガス排出抑制策のうち、省エネ等の行動については、既に本市の事務事業において、節電・エコドライブ・リサイクルなどの取組の徹底が図られており、いわゆる節電やエコドライブなどの活動量当たりのエネルギー消費量を抑制する従来の取組は継続します。さらに以下の取組を加えて推計します。

新たな機器等の導入・更新については、照明、OA機器、エアコン、公用車を、よりエネルギー効率の高いものに置き換えることで、エネルギー消費量と排出量が減少することを期待して、推計を行います。

省エネ等の行動については、業務量や時間外勤務の削減などの、活動量を削減することで、排出量を削減することを検討します。

また、2016（平成28）年4月からの電力自由化により、契約する電力事業者を選ぶことが可能になったことから、より排出係数の低い電力事業者から電力を調達することで、電力起源の排出量を削減することを検討します。

◆ 温室効果ガス排出抑制策と具体例

	取組例	具体的な内容
新たな機器等の導入・更新	<ul style="list-style-type: none"> ・照明設備のLED照明への更新 ・公用車の低燃費車への更新 ・施設の省エネ改修、建替え 	<p>照明、OA機器、エアコン、公用車などの、日々の業務に使用する設備については、よりエネルギー効率の高いものに更新を図ることで排出削減を目指す。</p> <p>また、大規模排出施設については、建替えや改修による施設のエネルギー消費効率の改善についても検討する。</p>
省エネ等の行動	<ul style="list-style-type: none"> ・節電 ・エコドライブ ・リサイクル、リユース など 	<p>業務量や時間外勤務の削減など、活動量を減少させることによる排出量の削減を図る。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・電力の調達先の変更（電力の排出係数の変更） 	<p>電源構成において、再生可能エネルギーの割合が高いなど、電力の排出係数が低い電力事業者から電力を調達することで、エネルギー起源二酸化炭素排出量の削減を図る。</p>

② 機器等の導入・更新と新たな省エネ等の行動の内容

削減効果の推計においては、エネルギー効率の目標値が設定されているものについては、その機器に置き換えます。

目標値がないものについては、現状の高効率機器に置き換えます。

清掃センターについては、長寿命化に伴う機器の更新が検討されているため、更新する機器の仕様をもとに、温室効果ガスの削減量を推計します。

◆ 機器の更新・導入内容別の将来推計方法

機器の導入・更新	具体的な内容	削減効果の推計方法・算定根拠
オフィスの機器更新	照明機器が 2016 年時点でのエネルギー効率の高いものに更新	環境省 COOL CHOICE の『あかり計画』に示される蛍光灯照明器具から LED シーリングライトによる電力消費量 54%減少を、照明による電力消費量にあてはめて推計する。
	OA 機器を、2030 年度のトップランナー基準 ^{注7} 等で期待される高効率機器に更新	『地球温暖化対策計画』の各機器の 2030 年度における 2012 年度比の消費効率の改善率をもとに OA 機器の電力消費量が 35%程度改善すると予測し、OA 機器による電力消費量が 26%減少するとして推計する。
空調機器の更新	空調機器を、2015 年度のトップランナー基準値を満たす性能の機器に更新	一般社団法人日本冷凍空調工業会による試算をもとに 2013 年度目標基準値の達成により 2006 年度比でエネルギー効率が 18%改善することから、空調による電力消費量が 15%減少するとして推計する。
エネルギー管理システム (BEMS) ^{注8} の導入	BEMS を導入	<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人電子情報技術産業協会 (JEITA) のグリーン IT 委員会の試算をもとに、上記の照明、OA 機器、空調機器の更新により削減された電力のエネルギー消費量からさらに 10%減少するとして推計する。 都市ガスとプロパンガスのエネルギー消費量も 10%減少するとして推計する。
清掃センターの設備更新	清掃センターの機器の更新	清掃センターの温室効果ガス排出量が 3.7%減少するとして推計を行う。
小中学校の新エネルギー、エネルギー管理システムの導入	空調機の遠隔監視機能によるデマンド制御及び再生可能エネルギーによるマイクログリッドの構築	小中学校の空調使用によるエネルギー消費量が、22%減少するとして推計する。

機器の導入・更新内容	具体的な内容	削減効果の推計方法・算定根拠
公用車の更新	公用車を、2020年度の燃費基準を満たす自動車に更新	【乗用車】 『総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会自動車判断基準小委員会・交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会自動車燃費基準小委員会合同会議 最終取りまとめ』の2013年度燃費基準に対する2020年度燃費改善率（推定値）19.6%をもとに、ガソリンの消費量が16%減少するとして推計する。
		【貨物車】 『総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会自動車判断基準ワーキンググループ・交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会自動車燃費基準小委員会合同会議取りまとめ』の2015年度燃費基準に対する2020年度燃費改善率（推定値）23.4%をもとに、軽油の消費量が19%減少するとして推計する。
クリーンセンターの設備更新	高効率脱水機への更新	『廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル』に記載されている標準脱窒素処理方式の基幹改良事例のケーススタディをもとに、電力使用量が10%削減、灯油の使用量が40%削減するとして推計する。
遮熱・断熱フィルムの導入	遮熱フィルム、断熱フィルムの導入	『事業所における省エネ対策事例集（名古屋市）』に記載の効果実証実験の結果をもとに、夏期（7月～9月）の空調使用による電力使用量が30%減少するとして推計する。
太陽光発電の導入	太陽光発電設備の導入	太陽光発電設備を導入し、年間の電力使用量が1.2%減少（市役所本庁舎の実績より）するとして推計する。

省エネ等の行動については、職員の業務量を減らし、時間外勤務を減らすことで、電力使用とそれによる二酸化炭素排出の削減を図ることを想定します。

また、電力の調達先について、より低炭素な電力事業者を選択することで、電力使用による二酸化炭素排出の削減を検討します。

◆ 省エネ等の行動の将来推計方法

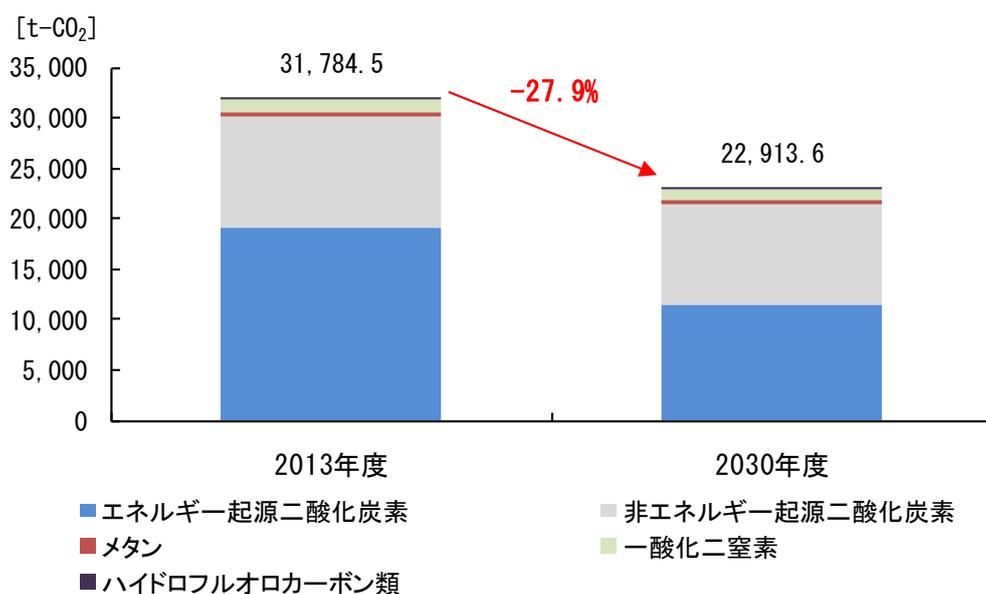
省エネ等の行動	具体的な内容	削減効果の推計方法・算定根拠
時間外勤務の削減	業務委託等による職員の業務量と時間外勤務の削減	2013年度における、市職員の勤務時間に占める時間外勤務の割合をもとに、市施設のOA機器の電力使用量が3.3%減少するとして推計する。
低炭素な電力調達の推進	電力調達先をより低炭素な電源構成の事業者に選定	電力の排出係数が、2030年時点の国の想定平均値0.37kg-CO ₂ /kWhを下回る数値となるとして推計する。

③ 機器の更新・導入と省エネ等の行動による排出量の推計結果

機器の更新・導入と省エネ等の行動の対策実施による、温室効果ガス排出量の削減を反映した2030（平成42）年度の温室効果ガス排出量の将来推計値は以下のとおりとなります。

温室効果ガスの総排出量は、22,913.6t-CO₂（基準年度比27.9%減）となり、うちエネルギー起源二酸化炭素排出量は、11,517.5t-CO₂（基準年度比40.0%減）となります。

◆ 機器の更新・導入と省エネ等の行動による温室効果ガス総排出量の将来推計値



◆ 機器の更新・導入と省エネ等の行動による将来の温室効果ガス排出量と増減率

種類	2013年度	2030年度	
	排出量[t-CO ₂]	排出量[t-CO ₂]	2013年度比増減率
エネルギー起源二酸化炭素	19,195.8	11,517.5	-40.0%
非エネルギー起源二酸化炭素	11,079.8	9,962.7	-10.1%
メタン	358.8	375.1	4.5%
一酸化二窒素	1,146.5	1,054.7	-8.0%
ハイドロフルオロカーボン類	3.7	3.7	0.0%
総排出量	31,784.5	22,913.6	-27.9%

3 温室効果ガス排出量削減目標値の設定

これまでの推計によると、本市のエネルギー起源二酸化炭素の基準年度比増減率は40.0%の減少、非エネルギー起源二酸化炭素の基準年度比増減率は10.1%の減少となっています。

これらの推計結果をもとに、本市の温室効果ガス排出量の削減目標値は以下のとおりとします。

○ エネルギー起源二酸化炭素排出量

市の事務事業から排出されるエネルギー起源二酸化炭素の排出量を、
“2030(平成42)年度に基準年度(2013(平成25)年度)比で
40%削減”する。

○ 非エネルギー起源二酸化炭素排出量

市の事務事業から排出される非エネルギー起源二酸化炭素の排出量を、
“2030(平成42)年度に基準年度(2013(平成25)年度)比で
10%削減”する。

第5章 温暖化防止に向けた取組

1 温暖化防止に向けた取組の内容

温暖化防止に向けた取組は、技術に関する施策と行動に関する施策の2つに分かれます。

それぞれの施策の内容と、具体的な取組内容は以下のとおりです。

◆ 施策の方向性と取組内容

	取組内容
技術に関する 施策	(1) 高効率機器等の導入・更新 (2) 大規模排出施設の設備更新 (3) 低燃費車・次世代自動車の導入 (4) エネルギー管理システム（BEMS）の導入 (5) 新エネルギー設備の導入
行動に関する 施策	(1) 温暖化防止のための全庁行動目標の設定 (2) 環境配慮型のライフスタイルの推進 (3) 省エネルギー・省資源行動の推進 (4) 廃棄物の分別・減量の推進 (5) 低炭素な電力調達の推進

2 技術に関する施策

(1) 高効率機器等の導入・更新

日々の業務で使用する、照明、空調、OA機器については、より性能の高い機器に更新することで、エネルギー消費量と温室効果ガス排出量の削減が期待されます。

これらの機器の導入・更新を積極的に検討します。

【具体例】

- 照明のLED電球・LED蛍光灯への更新
- エアコン・空調機器の更新（ダウンサイズ含む）
- パソコン・コピー機等のOA機器の更新
- 遮熱フィルム、断熱フィルムの導入

(3) 低燃費車・次世代自動車の導入

ガソリン・軽油の燃焼による温室効果ガスは、主に自動車の利用に起因するものです。

公用車の更新時には、低燃費車の導入を図るとともに、次世代自動車の導入についても積極的に検討します。

【具体例】

- 低燃費車への更新
- 次世代自動車の導入

◆ 次世代自動車の公用車台数（2016年12月末現在）

ハイブリッド自動車	2台
天然ガス自動車	1台
電気自動車	2台
燃料電池自動車	1台

(4) エネルギー管理システム（BEMS）の導入

施設の照明・エアコンなどの電力使用量をリアルタイムに計測し、不要なエネルギー使用を抑制する「エネルギー管理システム（BEMS）」の導入を検討します。

【具体例】

- 施設へのエネルギー管理システムの導入

(5) 新エネルギー設備の導入

『鈴鹿市しあわせ環境基本計画』では、再生可能エネルギーの積極的導入を掲げています。

公共施設の新築・改築・改修などの機会において、新エネルギー設備の積極的な導入を検討します。

また、エネルギー管理システムと併せて、複数施設での電力需要のバランスをとり、再生可能エネルギーを最大限活用するためのマイクログリッドの導入についても検討します。

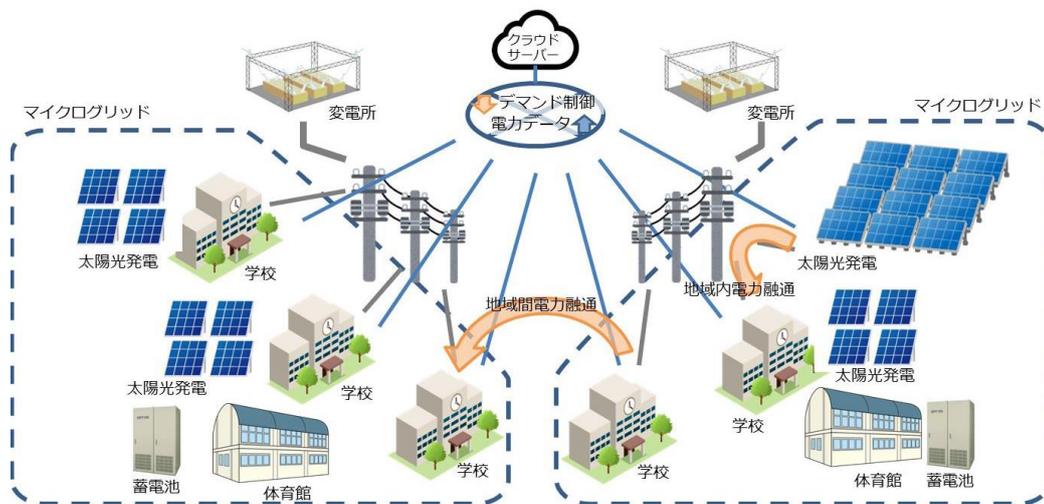
【具体例】

- 太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の導入検討
- 効率的なエネルギーシステムの導入

【鈴鹿市小中学校空調設備整備事業】

市内小学校・中学校への空調設備の整備と併せて、エネルギー管理システムとマイクログリッドにより複数施設の電力需要制御及び省エネ運転制御と太陽光発電の活用を行うエネルギーシステムの構築を図る。

◆ 太陽光発電を活用したエネルギーシステム



3 行動に関する施策

(1) 温暖化防止のための全庁行動目標の設定

国は、2015（平成 27）年 7 月 1 日から地球温暖化防止に関する新たな国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス）」を広く国民に呼びかけています。

「COOL CHOICE」とは、2030（平成 42）年度の温室効果ガスの排出量を、基準年度比で 26%削減するという目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の「製品」「サービス」「行動」など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動です。

本市においても「COOL CHOICE」に賛同し、温暖化防止のための全庁行動目標を以下のように設定して、職員一人ひとりが積極的に実施していくこととします。

【具体例】

「鈴鹿エコモーション6」

- ① 冷房は 28℃・暖房は 20℃に設定しよう
- ② 蛇口はこまめに閉めよう
- ③ アイドリングをなくそう
- ④ エコ製品を選んで買おう
- ⑤ ごみを減らそう
- ⑥ 照明・OA機器の電源をこまめに消そう

(2) 環境配慮型のライフスタイルの推進

すでに取り組んでいる「ウォームビズ」、「クールビズ」、「ノーカーデー」などの温暖化防止活動を着実に継続するとともに、その取組を積極的に啓発します。

【具体例】

- クールビズ （夏のビジネス用軽装）
- クールシェア （涼しい場所をみんなでシェアする）
- ライトダウン （夜間に市立公共施設を一斉消灯）
- ウォームビズ （冬のビジネス用服装）
- ノーカーデー （通勤に車を使わない）

(3) 省エネルギー・省資源行動の推進

温暖化防止につながる省エネルギー・省資源行動を実践します。

◆ 省エネルギー・省資源行動の取組項目	
取組種別	取組項目
① 電気削減・冷暖房燃料削減関係	ブラインド，カーテンの利用
	クールビズ，ウォームビズの励行
	冷暖房設備の経済運転
	冷暖房設備の運転期間・時間の基準遵守
	室内温度基準の遵守（夏季 28℃・冬季 20℃）
	冷暖房設備の定期的清掃
	未使用時の更衣室，書庫，会議室等の消灯
	トイレ，階段，廊下，車庫等の消灯
	ノー残業デーの率先遂行，時間外勤務の削減
	残業時や夜間勤務時における照明の必要最小限点灯
	（長時間離席時の）個人用パソコンの電源オフ
	使用しない共有機器の電源オフ
	省電力機能の活用
	省エネ機器の導入
エレベーター使用の自粛（階段の3アップ4ダウンの励行）	
② 公用車燃料削減関係	公用車の駐停車時におけるアイドリングストップの徹底
	公用車の経済運転の励行
	公用車の積載荷物の随時点検
	タイヤ空気圧の随時点検
	近隣移動時の徒歩，自転車の利用
③ 省資源・グリーン購入関係	物品の長期使用の励行
	鈴鹿市グリーン購入指針に基づく物品（エコ商品）購入
	印刷物作成時の古紙配合率等の確認
④ その他	ガスコンロや湯沸器の効率的使用
	節水の励行

(4) 廃棄物の分別・減量の推進

業務内容の実情に応じて、廃棄物の分別・減量に取り組みます

◆ 廃棄物の分別・減量の推進に係る取組事項	
取組種別	取組項目
① 紙類削減関係 (森林資源の枯渇抑制・廃棄物削減)	両面印刷の徹底
	多面印刷機能の利用 (Nアップ印刷)
	裏面利用の推進
	コピー機使用後のリセットボタンの徹底
	配布資料等の簡素化及び必要最小限度作成
	文書の共有化
	庁内LANの利用によるペーパーレス化
	印刷物原稿の事前確認
② 廃棄物削減・資源化関係	電子決裁の積極的利用
	物品等の納入時における廃棄物の最小限化
	発生する廃棄物の分別の徹底
	使用済み用紙の資源ごみ化及びシュレッダーの適正使用

(5) 低炭素な電力の調達の推進

2016 (平成 28 年) 4 月からの電力自由化の開始に伴い、施設ごとに電力の調達先を検討します。

【具体例】

○ 施設ごとの電力調達先の検討とそれによる排出削減検討

◆ 参考：中部圏の電力事業者及び実排出係数 (2014 年度実績)

事業者名	実排出係数[kg-CO ₂ /kWh]
中部電力(株)	0.497
昭和シェル石油(株)	0.372
(株) L o o o p	0.429
(株) V - P o w e r	0.254

出典) 経済産業省 HP 登録小売電気事業者一覧, 環境省 HP 電気事業者別排出係数

第6章 実行計画の推進

1 推進体制

(1) 鈴鹿市環境マネジメントシステム (Suzuka-EMS) の運用による進捗管理

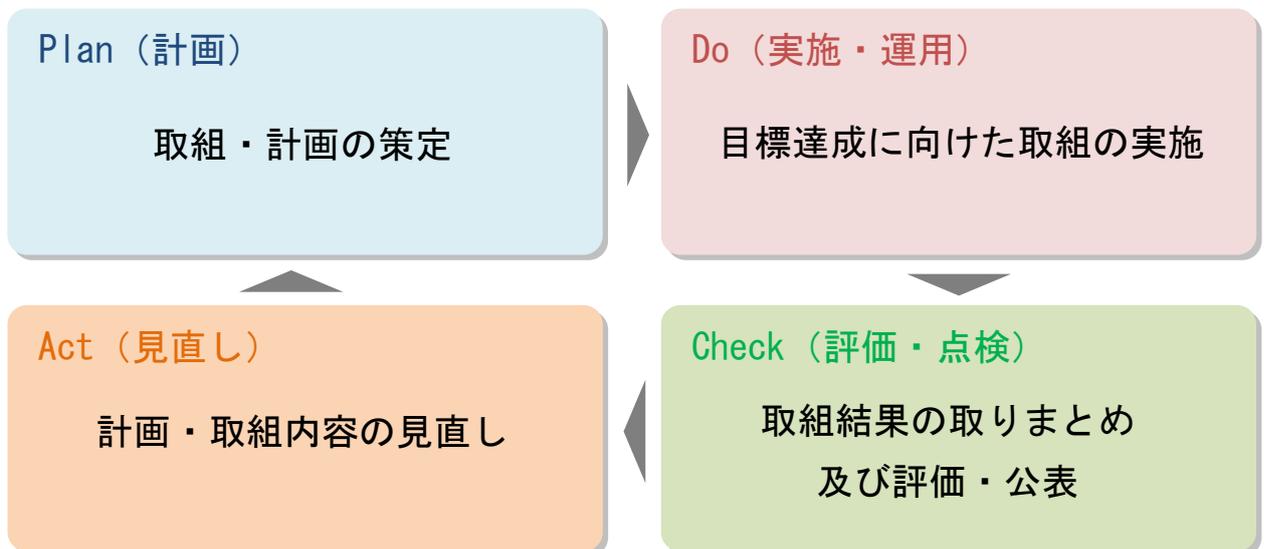
実行計画の進捗管理については、Suzuka-EMS を活用していくこととします。

削減目標の達成に向けて、

- ① 年度ごとの具体的な取組を策定 (Plan)
- ② 取組の実施 (Do)
- ③ 結果の評価及び公表 (Check)
- ④ 必要に応じた計画・取組内容の見直し (Act)

の流れに沿って、計画の進捗管理を行います。

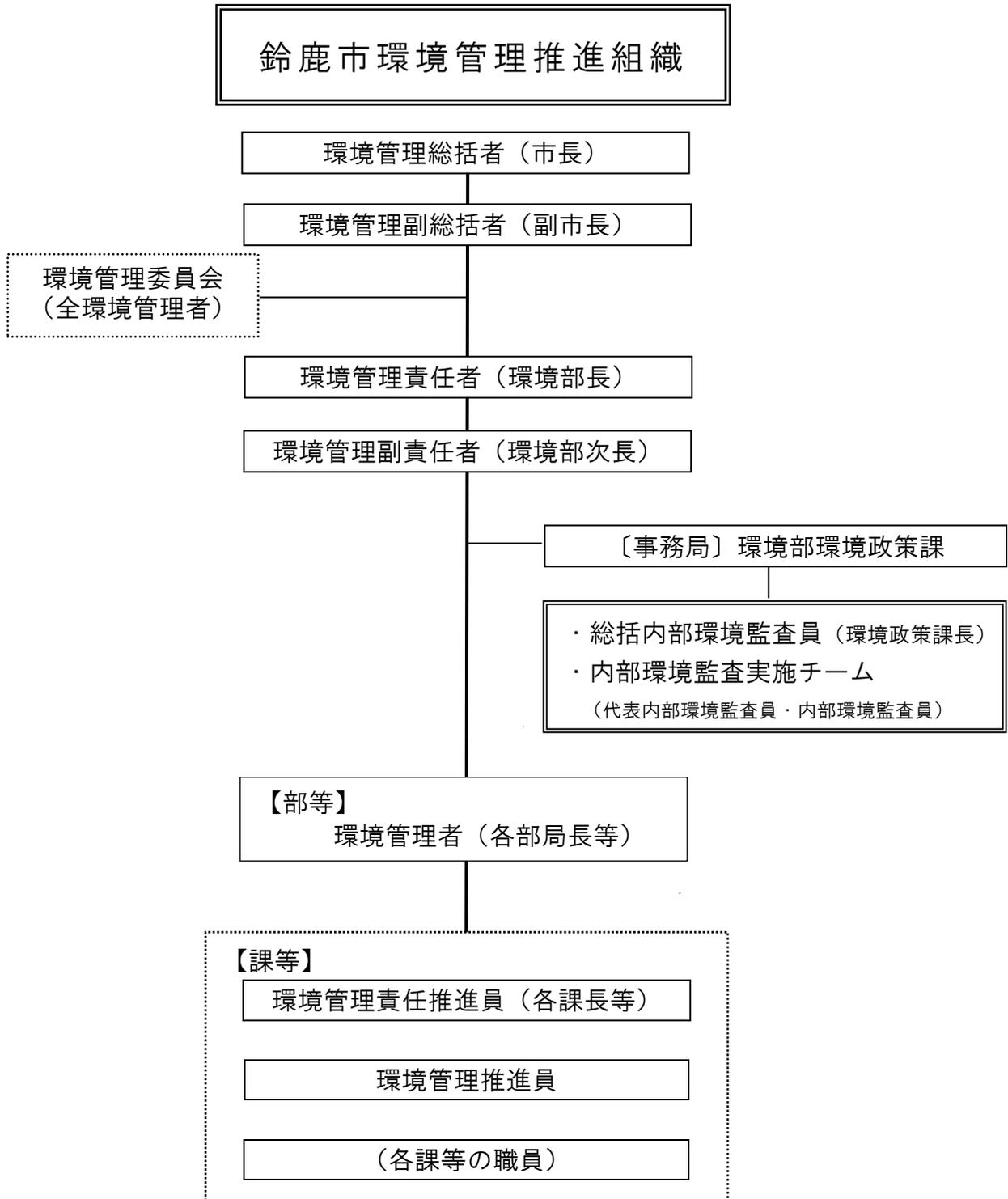
◆ PDCA サイクルの内容



(2) 組織

市長を環境管理総括者とする Suzuka-EMS の推進体制に従って、全職員が着実に実行計画を推進します。

◆ 組織図



2 実施状況の点検・公表

(1) 温室効果ガス排出状況の把握・分析・改善

温室効果ガス排出量の削減のためには、本市の事務事業における排出が、どの部署・施設から、どの程度行われているかを把握し、改善のための取組を検討していく必要があると考えます。

Suzuka-EMS をもとにして、温室効果ガスの排出状況・エネルギーの使用状況を把握し、排出削減に向けた取組を進めることとします。

【取組内容】

- Suzuka-EMS の活用による温室効果ガス排出状況の把握
- 内部監査組織による排出状況と取組の評価，改善のための提言

(2) 点検・公表の手順

実行計画の実施に伴う点検・評価の結果については、温室効果ガス排出量，取組項目の進捗状況などについて、毎年一回，ホームページなどにより広く公表します。

◆ 実施状況の点検・公表の手順

① 排出量の算定

毎年度当初に前年度の排出量を算定し，排出状況として取りまとめる



② 計画の進捗状況の点検

排出状況のとりまとめ結果をもとに，鈴鹿市環境管理委員会で，実行計画の進捗状況の評価・点検を行う。



③ 排出状況の公表

市ホームページで，排出量の算定結果・排出状況を公表する。

参考資料

1 用語集

	用語説明
注1 気候変動に関する政府間パネル (IPCC)	<p>人為起源による気候変化，影響，適応及び緩和方策に関し，科学的，技術的，社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として，1988年に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された組織です。</p> <p>5～6年ごとにその間の気候変動に関する科学研究から得られた最新の知見を評価し，評価報告書にまとめています。</p>
注2 気候変動枠組条約第21回締約国会議 (COP21)	<p>地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくための国際会議です。</p> <p>COP21は“京都議定書”に代わる，新たな国際枠組みを決定する会議であり，“世界全体の温室効果ガス排出量削減のための方針と長期目標の設定”と“各国の温室効果ガス排出量削減目標の設定”が行われました。</p>
注3 パリ協定	<p>COP21で新たに採択された2020年以降の温暖化対策の国際枠組みです。</p> <p>世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃未満に抑えることをはじめとして，地球温暖化への世界的な対応を強化することを目的としています。</p> <p>各国には，削減目標の作成，報告，それに向けた対策の実施が義務化されており，5年ごとに目標の更新が行われます。</p>
注4 鈴鹿市しあわせ環境基本条例	<p>鈴鹿市の安全で良好な生活環境の保全のために，環境保全に関する基本理念・基本方針を定めた条例です。（1999年6月制定）</p>
注5 鈴鹿市しあわせ環境基本計画	<p>「鈴鹿市しあわせ環境基本条例」に基づき快適な環境を確保する取組を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。（2001年3月策定）</p>
注6 鈴鹿市総合計画 2023	<p>将来都市像の実現に向けて，各分野における取組の具体的な方向性を示した計画（基本計画）です。（2016年3月策定）</p>
注7 トップランナー基準	<p>「エネルギーの使用の合理化に関する法律」により，省エネ基準を策定する際に，現在商品化されている製品のうち省エネルギー性能が最も優れている機器の性能を勘案し目標値を定める考え方で</p>
注8 エネルギー管理システム (BEMS)	<p>建物（ビル）の使用エネルギーや室内環境を把握し，電気機器・設備等の運転管理を行うことで，エネルギー消費量の削減を図るためのシステムです。</p>